

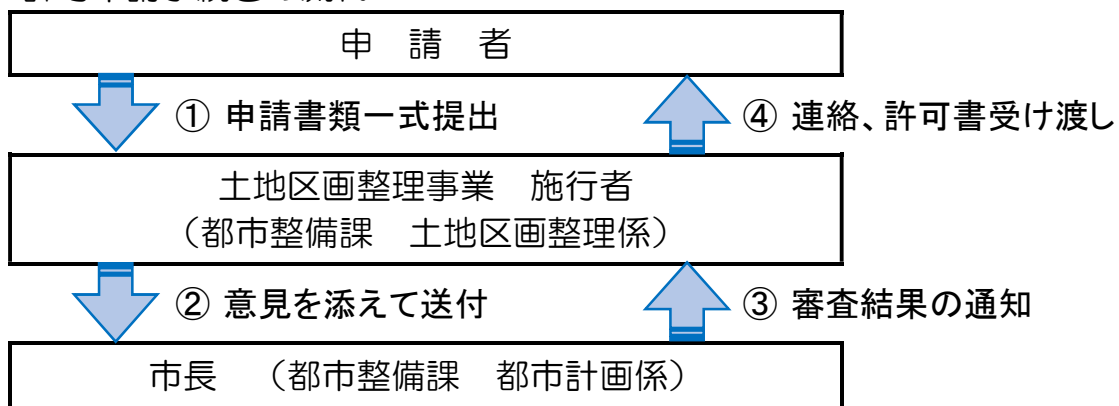
施行地区に対する建築行為等の制限について

土地区画整理事業の施行地区内で建築行為等を行う場合は、土地区画整理法第76条の規定により市長の許可が必要になります。

1. 制限の概要

制限期間	平成26年8月9日から換地処分の公告日まで
制限の内容	許可が必要となる行為
	① 建築行為（新築、増改築、工作物の設置）
	② 土地の形質の変更（造成、掘削等） ③ 移動の容易でない物件の設置、堆積（5トン超）
許可の基準	土地区画整理事業の施行の障害となるおそれがないこと
申請窓口	南国市都市整備課 土地区画整理係（経由）

2. 許可申請手続きの流れ



3. 申請に必要な書類（委任状以外はすべて3部提出してください）

提出書類	建物の建築		建物の建築以外（工作物の設置、形質の変更、物件の設置等）	
	○		○	
許可申請書	○		○	
委任状（1部）	○	代理申請の場合	○	代理申請の場合
仮換地通知書の コピー	○		○	
土地使用承諾書	○	借地・共有の場合	○	借地・共有の場合
位置図	○	縮尺 1/3,000 以上	○	縮尺 1/3,000 以上
配置図	○	縮尺 1/200 以上 (雨水・汚水の経路を記載)	○	縮尺 1/200 以上
平面図・立面図	○	縮尺 1/200 以上、2面以上	—	
断面図	—		○	縮尺 1/200 以上、2面以上